

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第16号

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例

佐賀県観光施設条例（平成元年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県観光施設条例</u> (設置)</p> <p>第1条 本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、<u>観光施設として、佐賀県波戸岬海浜公園（以下「海浜公園」という。）</u>、<u>佐賀県風に見える丘公園（以下「風に見える丘公園」という。）</u>及び<u>佐賀県花と冒険の島（以下「花と冒険の島」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>観光施設の位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="248 842 1095 1046"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海浜公園</td> <td style="text-align: center;">唐津市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風に見える丘公園</td> <td style="text-align: center;">唐津市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">花と冒険の島</td> <td style="text-align: center;">唐津市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>海浜公園の施設は、テニスコート、野外ステージ及びキャンプ場とする。</u></p> <p>2 <u>風に見える丘公園の施設は、レストハウスとする。</u></p> <p>3 <u>花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然体験ハウス、コテージ及びキャンプ場とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者)</u></p> <p>第4条 知事は、<u>観光施設</u>の管理を法人その他の団体に行わせるこ</p>	名称	位置	海浜公園	唐津市	風に見える丘公園	唐津市	花と冒険の島	唐津市	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県波戸岬海浜公園条例</u> (設置)</p> <p>第1条 本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、<u>佐賀県波戸岬海浜公園（以下「海浜公園」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>海浜公園は、唐津市に置く。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>海浜公園の施設は、野外ステージ及びキャンプ場とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者)</u></p> <p>第4条 知事は、<u>海浜公園</u>の管理を法人その他の団体に行わせるこ</p>
名称	位置								
海浜公園	唐津市								
風に見える丘公園	唐津市								
花と冒険の島	唐津市								

改正前	改正後
<p>とができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>観光施設</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>観光施設</u>の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>観光施設</u>の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>海浜公園の施設及び花と冒険の島（遊具施設を除く。）</u>を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>とができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>海浜公園</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>海浜公園</u>の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>海浜公園</u>の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>海浜公園の施設</u>を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。